第1580回 例 会 (令和2年8月21日)

本日のプログラム 新会員卓話 山本 大介会員

前例会の記録 (第1579回 令和2年7月31日)

· 会員数 3 7 名

・出席者32名・出席率86・49%(出席免除者出席1名)

|・欠席者| 5名 恵谷龍二・奥野千秋・河田恭志・江原和之・中新 隆の諸君

▶ 出席免除者 1名 光井 伸君

7月10日メーキャップ後の出席率 91・89%のまま補正なし

・ゲスト な し

・ビジター な し

・会長報告 本日は、国際ロータリー創立115年と160日に当たり、笠岡東ロータリークラブは 創立33年と222日に当たります。

菊池ガバナー事務所より、7月豪雨災害被災者に対する義援金のお願い(その2)が参っております。 8月の定例理事会において、審議し承認後、会員皆様にご協力をお願いする事になると思いますが、 どうぞよろしくお願い致します。

7月22日、会員増強委員会が開催されました。

幹事報告 菊池ガバナー事務所より、令和2年7月豪雨災害被災者に対する義援金のお願い(その2)が参っております。今回は、福岡が含まれる第2700地区のガバナーよりのお願いです。今後も、被災された地区より同様のお願いが届く限り、支援をしていく所存ですのでご理解とご協力をお願いしますとの事です。

地区大会信任状が参っております。

2020年6月30日付けにて、備前RCと赤磐RCとの合併申請がRI理事会にて承認され、今後の名称は「備前ロータリークラブ」との事です。

近隣クラブの例会変更のお知らせを、玉島・高梁RCより頂いております。

クラブ活動運営計画書及び会員名簿を井原・新見 RC より頂いております。

本日、会員皆様へ「クラブ活動運営計画書」を配布させて頂きました。

・委員会報告 な し

•配 布 週 報

・食 事 幕の内

〇スマイル

三宅達夫君 谷川先生本日はありがとうございます。

椋梨孝章君 同上。7月22日毘沙門天縁日で皆様の繁栄を祈念致しました。

松田重雄君 同上。梅雨明けしたので!

岡原 稔君 谷川先生、本日は卓話をよろしくお願い致します。

光井 伸君 谷川先生卓話ありがとうございます。笠岡交際交流協会の会長を引き受けました。皆

様にお世話になりますが、よろしくお願いします。

池田周二君 尺メバルを釣りました。バンザイ!!

髙橋剛吉君 霊験あらたかな智光寺に合掌。

福嶋啓祐君 谷川先生ようこそ。コロナ禍の早期終息を祈って智光寺さんに合掌。

山本雅夫君 長男に長女が誕生、5人目の孫となりました。

スマイル 9,000円

●プログラム 「弁護士との付き合い方」 谷川 篤司様

弁護士の仕事は大きく分けると刑事事件と民事事件に分かれます。

第1 刑事事件 1被疑者国選弁護

対象 ①勾留請求された被疑者または被疑者に対して勾留状が発せられている場合、かつ②貧困等の理由で 弁護人を選任できない場合②を満たさない場合は弁護士会に私選弁護人選任申出して私選弁護人として受任 しないとの通知書をもらうと国選弁護人選任請求ができます。

2 被告人国選弁護 ア 必要的弁護事件 私選弁護人が選任されて裁判所は国選弁護人を選任しなければなりません。 イ 任意的弁護事件(必要的弁護事件以外の事件) 貧困等の理由で弁護人を選任できない場合も国選弁護人がつきます。

3 逮捕後勾留前 には弁護士以外の接見は禁止されています。

資力が50万円未満であれば、日本弁護士連合会の刑事被疑者弁護援助制度の利用が可能です。

第2 民事事件 1概略 民事事件には狭義民事事件、家事事件、商事事件、労働事件、行政事件などがあります。①弁護士報酬 弁護士報酬の自由化 平成 15 年弁護士法 33 条が改正され報酬が自由化されました。しかし法外の報酬を請求はできなく、適正かつ妥当なものでなくてはなりません。

具体例 婚姻費用・養育費

義務者給与収入 600 万円 権利者給与収入 100 万円 子 14 歳以下 2 名

4 歳の子供 →20 歳までの養育費 4.5 万円×12 月×16 年=864 万

6歳の子供 →20歳までの養育費 4.5 万円×12月×14年=756 万

合計 1620 万 着手金 90 万、報酬金 168 万ですが不相当ですので、それぞれ 15 万ぐらいです。 法テラス基準 法テラスと契約している弁護士との間で法テラスの定める収入要件、資産要件を満たしている者が 法テラスの定める基準で弁護士と契約できます。

具体例 80万の損害賠償請求裁判で実費 35000円着手金9万円報酬金8万円です。

LAC 基準 (弁護士保険における弁護士費用の保険金支払基準)

日弁連リーガル、アクセス、センターが定める基準

具体例 物損事故で100万の損害、相手方保険会社は80万を主張した

裁判の場合 着手金最低 10 万円 報酬金は経済的利益 20 万×16%=3.2 万円となります。

弁護士との付き合い方としてはまず相談してみてください。私は相談料として 2 時間まで 5000 円をいただいております。これからも笠岡の地でがんばってまいりますので、何か気なるような事があったらいつでもお声掛けください。 今日はありがとうございました。

次週以降のプログラム&行事予定

8/28(金) 第4例会 ゲスト卓話 「南無阿弥陀仏」について 枝廣 大智様

8/30(日) 三宅年度第1回スマイル会ゴルフ大会 9:15スタート 笠岡カントリー倶楽部

9/ 4(金) 第1例会 ゲスト卓話 「私とロータリー」金子 信様(第2770地区パストガバナー)

9/11(金) 第2例会 ゲスト卓話 「古川 古松軒」 栗谷川 虹様(作家)

9/18(金) 第3例会 会員シリーズ卓話③ 小川 隆則会員